

起業のチャンスです！あなたの夢を後押しする創業支援事業

埼玉県起業支援金の公募

県では、町内で地域課題の解決を目指し起業するかたに、最大で200万円の補助を行います。

補助率 2分の1

上限額 200万円

公募期間 5月27日(月)～6月21日(金)

採択・交付決定 7月下旬(予定)

詳細は、創業・ベンチャー支援センター埼玉へ直接お問い合わせください。 ☎048-711-2222

空き店舗などを活用した創業支援

町では、商店街の活性化と空き家の活用を図るため空き店舗や空き家を活用した創業を支援します。

店舗の購入や改装、宣伝費用の一部を補助し、開業時の負担を軽減するとともに利子補給金で初期投資の負担を軽減します。

・空き店舗等活用補助金

補助率 対象経費の3分の2以内

上限額 50万円

対象経費 店舗購入費、改装費、宣伝費、家賃

・空き店舗活用支援利子補給金

対象 日本政策金融公庫による一定の条件を満たした借入金の利子1%相当を補助

期間 新規創業から3年間

問合せ 産業観光課 商工観光担当 ☎62-1462

例えば…

町内の空き店舗を賃貸借してカフェをオープンした場合

県起業支援金
200万円



空き店舗等活用
補助金
50万円



最大で250万円の
補助金が受け取れます！

特定の融資を受けた場合は利子補給もあります。

空き家・空き店舗の情報を募集

町では、地域の活性化を図るために、空き家・空き店舗などの情報を収集しています。収集した情報は、空き家などを必要としているかたへ情報提供を行います。

現在使用していない物件をお持ちのかたは、ぜひ情報を寄せください。

要件

- ・現在使用していないまたは今後使用しなくなる予定の物件
- ・申請者と土地および建物の登記名義人が同一であること
- ・敷地の境界が明確であり、所有権等の権利の帰属に争いがない物件
- ・抵当権などの所有権以外の権利が設定されていないこと
- ・税の滞納処分がない物件

問合せ みらい創造課 みらい創造担当 ☎26-7334